

茅ヶ崎市予約型乗合バス車体広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市予約型乗合バス（以下「予約型乗合バス」という。）の車体への広告（以下「車体広告」という。）の掲載について、茅ヶ崎市屋外広告物条例（平成22年茅ヶ崎市条例第45号）その他関係諸法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置及び枠数)

第2条 車体広告を掲載する位置は、予約型乗合バスの車体の左側面、右側面及び後面の市長が指定する位置とする。

2 車体広告の枠数は、左側面に1枠、右側面に1枠、後面に1枠とし、合計3枠とする。

3 車体広告は、複数枠を合わせて掲載することができる。

(寸法)

第3条 車体広告の寸法は、左側面及び右側面は1枠当たり縦500ミリメートル以内かつ横700ミリメートル以内、後面は縦300ミリメートル以内かつ横300ミリメートル以内とする。

(内容)

第4条 車体広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 個人の名刺広告を内容とするもの
- (5) 意見広告を内容とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の保護又は健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (9) 良好な景観の形成を損なうもの
- (10) 暴力団の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資するもの又はそのおそれのあるもの

るもの

(11) その他車体広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載期間)

第5条 車体広告の掲載期間（設置及び撤去の作業に要する期間を含む。）は、4月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、年度の途中から掲載する場合にあっては、掲載を開始する日から翌年度の3月31日までとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、車体広告の掲載料（以下「掲載料」という。）が第8条に規定する市の負担額を上回るときは、車体広告の掲載期間は、掲載を開始する日から当該年度の3月31日までとすることができる。

(掲載を申し込むことができる者)

第6条 車体広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 市区町村民税を滞納している者

(2) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手續中の事業者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(掲載の申込み及び決定)

第7条 車体広告の掲載を受けようとする者は、掲載を受けようとする日の1月前までに、茅ヶ崎市予約型乗合バス車体広告掲載申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(1) 市税の滞納処分を受けたことのない証明書

(2) 車体広告の原稿

2 市長は、前項の規定により提出された車体広告の原稿が車体広告の内容として適切でないと認めるときは、申込みをした者に対し修正を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合において、車体広告の掲載をするときはその旨を、車体広告の掲載をしないときはその旨及び理由を書面により通知するも

のとする。

4 車体広告の掲載の決定は、先着順とする。

5 車体広告を掲載することが決定された者（以下「広告主」という。）は、車体広告の掲載を開始する日の14日前までに茅ヶ崎市屋外広告物条例第6条の規定による許可を受けるとともに、その許可を受けたことを証する書類の写しを市長へ提出しなければならない。

（費用負担）

第8条 車体広告の製作、設置及び撤去の作業に要する費用は、市が負担するものとする。

（掲載料）

第9条 掲載料は、1枠当たり年額109,091円（別途消費税及び地方消費税を加算する。消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項ただし書に規定する場合にあっては、9,091円（別途消費税及び地方消費税を加算する。消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に掲載する月（掲載する日が1月に満たないときは、1月とする。）の数を乗じて得た額とする。

（掲載料金の納付）

第10条 広告主は、車体広告の掲載を開始する日の14日前までに掲載料金を一括して納付しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

（掲載料の減免）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業のために車体広告を掲載するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（掲載料金の不還付）

第12条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、第15条の規定による車体広告の掲載の決定を取り消したときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を還付

する。

(1) 掲載期間開始前 既納の掲載料金の全額

(2) 掲載期間開始後 既納の掲載料金のうち掲載の取消しの通知があった日の属する月の翌月から掲載期間の末日の属する月までの月の数に 9, 0 9 1 円（別途消費税及び地方消費税を加算する。消費税及び地方消費税を加算した額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を乗じて得た額

2 前項の規定による掲載料金の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求しなければならない。

（内容の変更）

第 1 3 条 広告主は、車体広告の内容を変更するときは、変更の理由を明示した書面に変更しようとする車体広告の原稿を添えて市長に届け出るものとする。この場合において、車体広告の製作、設置及び撤去の作業に要する費用は広告主が負担するものとする。

2 前項の規定により提出された車体広告の原稿は、第 7 条第 2 項の規定を準用する。

（取りやめの申し出）

第 1 4 条 広告主は、車体広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

（掲載決定の取消し）

第 1 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、車体広告の掲載の決定を取り消すことができる。この場合広告主が損害を受けても市長はその責任を負わない。

(1) 車体広告の内容が第 4 条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(2) 広告主が第 6 条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(3) 広告主が第 1 0 条に定める日までに掲載料金を納付しないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、車体広告の掲載の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により車体広告の掲載の決定を取り消したときは、書面により広告主に通知するものとする。

（補則）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、車体広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この要綱は、令和８年２月３日から施行する。

第1号様式（第7条・第13条関係）

茅ヶ崎市予約型乗合バス車体広告掲載（変更）申込書

令和 年 月 日	
(あて先) 茅ヶ崎市長	
住所又は所在地	
申込者 氏名（法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者氏名	
印	
電話番号	
予約型乗合バスの車体への広告の掲載について、次のとおり申し込みます。 また、職員による市民税の調査について、同意します。	
広 告 の 掲 載 希 望 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
広告に掲載する 内 容	別添のとおり
広 告 の 目 的 (変更の理由)	
広告の掲載位置	☐ 側面（右） ☐ 側面（左） ☐ 後面

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 市税の滞納処分を受けたことのない証明書
- (2) 車体広告の原稿

第 2 号様式（第 7 条関係）

茅ヶ崎市予約型乗合バス車体広告掲載決定通知書

令和 年 月 日 様 茅ヶ崎市長 佐藤 光 年 月 日付で申し込みのありました予約型乗合バスの車体への広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 区 分	☐掲載します ☐掲載しません
掲 載 し な い 理 由	
掲 載 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
掲 載 料	
備 考	

- 備考 1 茅ヶ崎市予約型乗合バス車体広告掲載取扱要綱を遵守してください。
- 2 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、広告の内容に修正が生じた場合は、速やかに修正後の原稿を提出してください。